

MR 各位

MR の医師等への面談について

岡山労災病院薬事委員会

1) 医師等病院職員への面談（日時・場所）

・面談は、アポイントがあっても患者の多い時間帯を避け、医師より指定された場所で行うこと。

MRの皆様へ **(重要)**

**現在、新型コロナウイルスの院内感染防止のため、
以下の場合を除きMR活動の自粛をお願いしています。
周知徹底の程をよろしくお願いいたします。**

- ①緊急安全性情報及び安全性速報などの緊急的な情報提供
- ②医師とのアポイントがある場合

以上

2020年10月12日 薬事委員会

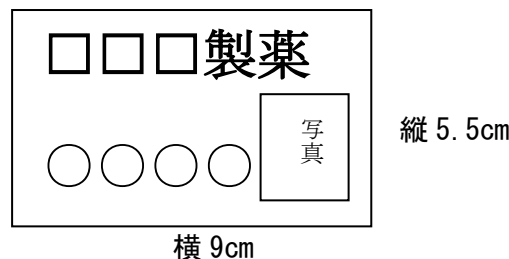
2) 面談の申込み（アポイントメント）

・アポイントメントの取り方は、原則として以下の「各医師等が求めた方法」とする。ただし、事前に自身で医師の希望を聞くこと。

- ① 医師等に電子メールで申し込む。
- ② 医師等に電話で申し込む。

・MRは、病院内では自身で作成した指定の名札(下図)を着用してMR活動を行うこと。

【名札の例】



3) 注意事項

・薬剤部出入り口にある「MR 来訪記録簿」に入室(来院)時間、退出(離院)時間を含めて必要事項を記帳すること

以上